

「市町の基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援業務」仕様書

1 業務名

「市町の基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援業務」

2 業務目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、都道府県・市町村の対象基幹業務システムは令和7年度までに標準準拠システムに移行する必要がある。

県内市町の移行の取組みを支援するため、県が本事業の受託者(以下「支援事業者」という。)と共同で個別相談やグループ意見交換会等を実施し、進捗状況や課題等を把握したうえで必要な助言や情報提供等を行う。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

主な作業は、表1のとおりである。

表1 主な作業一覧

作業内容	
(1) 個別支援	<ul style="list-style-type: none">・ 県内市町からの個別相談について、以下のとおり対応すること。<ul style="list-style-type: none">・ 期間：契約締結の翌月～R8.3.16・ 回数：3回/月を目安とする。・ 時間：1回1時間程度・ 方法：オンラインを基本とするが、場合により対面も行うこと。・ その他：相談を受けた市町に対し経過確認を含めて伴走支援を実施すること。・ 市町が抱える課題について、具体のテーマを設定し、対象市町を選定のうえ、プッシュ型の支援も行うこと。<ul style="list-style-type: none">★現在の全国的及び兵庫県の標準化をめぐる状況を考慮した上で、4テーマ程度を提案すること。 <p>なお、県で現在想定している重点テーマは以下のとおりで、下記を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 過渡期連携について・ 文字同定について <ul style="list-style-type: none">・ 適宜、直近で課題となっている事項を市町に情報提供しプル型支援を引き出すこと。・ クラウド技術やネットワーク運用管理、セキュリティ等に係る技術面の質問・相談が想定されるため、助言・回答できる体制を整えること。
(2) 意見交換会・セミナー	<ul style="list-style-type: none">・ 県内市町に対し以下のとおり意見交換会及びセミナーを実施すること。<ul style="list-style-type: none">【意見交換会】

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町をグループ分け（例：システム規模、移行スケジュール、ベンダ別）し、課題解決に向けた取組等を共有しやすいよう工夫して実施すること。 ・進捗状況の確認と併せて実施することにより、時機を得た支援を行うこと。 ・特に今年度は標準化対応及びガバメントクラウドへの移行の期限を迎え、各市町で行うべきことが具体になる時期のため、テーマは、移行作業の注意点やデータ連携の調整方法など、市町が共通で抱えている課題にフォーカスして設定すること。 ・標準準拠システムへの移行が一部完了済みの団体との意見交換も実施すること。 ・時期等の想定は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・時期：随時 ・内容：市町が抱える課題について、具体的にテーマを設定（例：過渡期連携、文字同定） <ul style="list-style-type: none"> ★最も効果のある時期で時宜を得た内容を、県と協議のうえ決定し実施することとするが、現時点で想定する時期、内容を提案すること。ただし、6月中に1回実施するものとする。 ・回数：合計6回程度を想定。（状況に合わせ別途協議） ・時間：3時間程度／回 ・方法：対面もしくはオンライン <ul style="list-style-type: none"> 県内市町を複数のグループに分けて行う。 ・対面の場合の場所：県が準備する会場（県本庁舎周辺を想定） ・意見交換会は県作成の調査シートを事前に市町に送付し、回答のあったものを分析して資料を作成のうえ行う。類似の課題を持つ市町同士をグループとし、意見交換を実施する。その際、県及び受託者からも適時・適切な助言や情報提供を行うこと。 ・クラウド技術やネットワーク運用管理等に係る技術面の話題が出ることが想定されるため、説明・助言できる体制を整えること。 <p>【セミナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や委託者で持つノウハウ・情報や既に移行を実施した自治体の事例紹介等、時宜に応じたテーマの知識を市町に情報提供するため、セミナーを実施すること。 ・一回の内容で多くの情報提供ではなく、テーマを絞り込んだうえで実施すること。 ★例として、県で想定しているテーマは以下のとおりだが、その他で想定されるものを提案すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドのセキュリティ、モダン化 ・庁内データ連携及び中間サーバー連携 ・上記事項について、専門的な知見を有する人材を招聘して実施すること。また、質疑応答が出来る体制を整えること。 ・時期等の想定は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・時期：随時（最も効果のある時期に実施するため）
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・回数：合計3回程度を想定。(状況に合わせて別途協議) ・時間：2時間程度/回 ・方法：オンライン
(3)その他	★その他市町支援にかかる提案があれば行うこと。

5 予算

5,698,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6 成果物

成果物は表2のとおりとする。

表2 成果物一覧

業務	成果物	納期
(1)個別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・議事メモ ・情報提供等資料(都度作成) 	(議事メモ) 会議後1営業日以内 (情報提供等資料) 別途協議
(2)意見交換会・セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査分析資料 ・意見交換会資料 	(事前調査分析資料) 6月頃 (意見交換会資料) 開催時期に応じ別途協議
	<ul style="list-style-type: none"> ・議事要旨 ・情報提供等資料(セミナー、都度作成) 	(議事要旨) 会議後3営業日以内 (情報提供等資料) 別途協議
(3)その他	・提案内容に応じた成果物	別途協議

成果物の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・成果物は電子媒体とし日本語表記とすること。
- ・文書の作成に当たっては、「Microsoft Office Standard」で編集可能なソフトを使用すること。それ以外のソフトを使用する際には県に相談の上、了承を得ること。

7 納入場所

兵庫県企画部デジタル改革課所在地とする。

8 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連法規を遵守すること。
- (2) この業務に関わる必要経費は、全て委託料の範囲内で処理すること。
- (3) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県

の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (4) 調査結果や県から提供されるデータなど、事業の実施にあたって得た情報の取扱に万全の対策を講じること。
- (5) 本業務により制作される成果物の著作権は県に帰属するものとする。また受託者は著作者人格権を行使しないものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾等及び当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置を行う。受託者は、本契約によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾するものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。